

2. 給与月額について

(1) 給与月額は、標準給与の等級および月額を算定する基礎となるものであり、以下に掲げた①の本俸のほかに、②の特殊業務手当を加算した額をいいます。

① **本俸**…俸給表に定める格付本俸

② **特殊業務手当**…職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が、同じ職務の等級に属している他の職種に比較して著しく相違しているため、①の俸給を調整する主旨で支給される手当です。国家公務員給与法の特例による調整額に相当します。

※福祉・介護職員の処遇改善に係る加算（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、介護職員処遇改善支援補助金）を含みます。

- ・いずれも、給与規程で支給条項が明記されていることが必要です。
- ・支給の趣旨が①と②に記した内容に合致する手当であれば、その名称は問いません。
- ・また、下記のような手当は上記に含まれませんので注意してください。

ア. 従事した回数等をもとに支給額が決められる 特殊勤務手当	該当しません
イ. 管理、監督の地位にある職員に対して支給される 管理職手当	
ウ. 地域における賃金、物価水準等を勘案して支給される 調整手当	
エ. 取得した資格に対して支給される 資格手当	
オ. その他 通勤手当、住居手当、扶養手当等	

(2) 日給月給制の職員の本俸月額は、実際の勤務日数にかかわらず、月に21日勤務したこととし、次の算出により得た額とします。

本俸月額算出例

[勤務形態が正規職員と同じ職員（1日8時間週40時間）]

- ・日給（本俸に相当する額で交通費等を含まない額）が7,000円の職員の場合
→7,000円（日給）×21日=147,000円
- ・時給が700円で1日8時間勤務の職員の場合
→700円（時給）×8時間（1日の労働時間）×21日=117,600円

[勤務形態が個別の雇用契約による職員]

- ・日給（本俸に相当する額で交通費等を含まない額）が7,000円で週4日勤務の職員の場合
→7,000円×4/5日（週5日にならした日給）×21日=117,600円
- ・時給が700円で1日7時間週4日勤務の職員の場合
→700円（時給）×7時間（1日の労働時間）×4/5日（週5日にならした日給）
×21日=82,320円